

役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 作陽保育園

役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	役員報酬	1
第4条	出張命令	1
第5条	出張旅費	1
第6条	タクシー運賃等	1
第8条	宿泊料	2
第7条	私用車での出張	2
第9条	出張旅費の精算	2
第10条	役員慶弔見舞金	2
第11条	規程の改廃	2
付 則		3

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人作陽保育園の役員等の報酬、旅費、慶弔見舞金等に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいい、理事のうち定款第4条に定める事務所を勤務場所として週3日以上、経営管理業務に従事する役員を常勤理事（専務理事）という。また、評議員及び評議員選任・解任委員を併せて役員等という。

(役員報酬)

第3条 報酬は、理事長、専務理事、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対して別表Iに定める金額とする。その額は、別表Iに定める金額に源泉課税を加算した額を支給する。ただし、常勤の理事は旅費規程を適用するものとし、本規定は適用しない。

- (1) 理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が会議に出席した場合
- (2) 理事長が、会議出席以外で法人及び施設の運営のためにその他の業務に当たった場合
- (3) 専務理事が経営管理業務等に当たった場合
- (4) 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が理事長の命を受けて、その他の業務に当たった場合
- (5) 監事が法人及び施設の指導検査への立ち会い、及び運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合

2 各年度の総額は、理事・監事に対して27万円を、評議員に対して7万円を、評議員選任・解任委員に対して2万円を超えない範囲で報酬等として支給することができる。

また、専務理事に対しては240万円を超えない範囲で報酬等を支給し、具体的な報酬金額については雇用契約による。

別表I

区 分	理事会、評議員会、 評議員選任・解任委員会	その他の業務	経営管理業務等
理事、監事	5,000円	10,000円	—
専務理事	0円	0円	200,000円以内/月
評議員、評議員 選任・解任委員	5,000円	—	—

(出張命令)

第4条 理事長は、法人運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

(出張旅費)

第5条 出張旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。又、出張の実情を考慮し、増額することができる。

- 2 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席やその他の業務に市内及びその周辺居住地から出席する場合は支給しない。ただし、理事会出席、その他の業務の遂行に要する距離が著しく遠方の場合や、業務遂行の場所が遠方の場合はその実費を支給することができる。

(タクシー運賃等)

第6条 出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。

(宿泊料)

第7条 宿泊料の上限は別表Ⅱに定める金額とする。

- 2 研修会等で宿泊先の指定の場合、その他業務の都合により、所定の宿泊料で不足となる場合で、法人が認めた場合に限りその実費を支給する。

別表Ⅱ

区分	宿泊料(上限)
理事長・専務理事 ・理事・監事・評議員	東京都・横浜市・大阪市・名古屋市・京都市 15,000円
	上記以外 10,000円
その他理事長が認めた者	10,000円

(私用車での出張)

第8条 公共交通機関以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損料・保険料等を含む車両使用料として、1kmあたり30円支給する。

- 2 私有車による出張中の車輛の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。

(出張旅費の精算)

第9条 出張旅費は原則として概算払いとし、帰着後1週間以内に精算を行うものとする。

(役員慶弔見舞金)

第10条 役員慶弔見舞金は次のとおりとする。

- (1) 傷病見舞金 10,000 円(入院 10 日以上の場合)
 - (2) 死亡弔慰金:香典 20,000 円と弔電及び生花一對
- 2 特に功労のあった場合、又は慶弔見舞金支給が適当と認められる事由があった場合は、理事長の決定により本規程の金額を増額し、あるいは特別に支給することがある。
 - 3 災害、事故、その他これに類するもので、理事長が特にその必要を認めた場合は、50,000 円を上限として対応する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

付則

- 1 この規程は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年 10 月 28 日から施行する。